

# 環境関連法規制等の動き 2011年10月

## 法令情報

### 1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

＜法律第108号＞(2011.8.30.公布)(一部の規定を除き2012.7.1.施行)

再生可能エネルギーの利用拡大を図るために、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を用いて発電された電気を、電気事業者が買い取ることを義務付ける特別措置法が制定されました。

調達価格及び調達期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に再生エネルギーの形態及び規模等に応じ告示し、電気事業者はその買い取り費用について、電気の需要家に対して使用量に比例した賦課金の支払いを請求できることが定められました。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/20110311003/20110311003.html>

### 2. 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

＜法律第109号＞(2011.8.30.公布)(公布後1年以内に施行)

改正前は電気・ガス料金の増額料金体系改訂がある場合は経済産業大臣の認可が必要でしたが、上記「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の賦課金等に起因する料金改定については、事前の届出（必要に応じ変更命令有）により行うことができるようにする法改正が行われました。ガス事業法についても公共事業に係る規制の整合性を図るために、同様の制度整備が行われました。

また、再生可能エネルギーの利用拡大を図るために、現在送電線ネットワークの利用を認められていない特定電気事業者（地域限定の電気事業者）が送電線ネットワークを経由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できる託送制度等、送電線ネットワークの利用に係わる制度が整備されました。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/20110311004/20110311004.html>

### 3. 運輸企業の振興の助成に関する法律 ＜法律第101号＞(2011.8.30.公布)(公布後1月以内に施行)

これまで位置付けが曖昧だった、軽油引取税の暫定税率引き上げに伴い創設された運輸事業振興助成交付金を法で定め、都道府県に対して交付の努力義務を課す法律が制定されました。

用途については、安全の確保、輸送サービスの改善、環境対策・地球温暖化対策の推進等の政令で定める事業とされ、交付金の算定基準については、平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として、算定額を総務省令・国土交通省令で定めることになりました。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20110830/20110830g00189/20110830g001890004f.html>

### 4. 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第48号＞(2011.8.26.公布)(一部の規定を除き2011.11.1.施行)

半導体洗浄ガスとして需要が急速に伸びている三フッ化窒素ガスの事故の傾向を踏まえ、製造、貯蔵、移動、消費及び廃棄までの各段階における保安を確保するための省令改正が行われました。

三フッ化窒素ガスを消費する場合においては、5m以内の火気使用の制限(第60条第10号)、置場の消火設備の設置(第60条第12号)、車両による移動の際に消火器等の携行(第50条第8号)等、可燃ガス・酸素並みの規制が追加されました。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620111025&Mode=0>